

持続可能な調達ワーキンググループ（第 30 回）

議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日時：令和 2 年 12 月 7 日 16:00～17:00

会場：リモート開催（一部晴海トリトンスクエア会議室）

（冒頭事務局より挨拶）

新型コロナウイルスにより、日本国内においても感染者数が増えており、一日も早くこの状況が改善することを望んでいます。

ご存知のとおり、この 3 月に、夏に予定されていた大会が延期されたところです。準備が大詰めを迎えていた中での延期決定であったため、その後、関係者や事業者との調整を早急に進めることとなりましたが、延期前とほぼ同じ日程・同じ会場で開催できることとなりました。9 月には大会の簡素化について IOC と合意し、その後、新型コロナウイルス対策についても検討を進め、先般、国・都・組織委員会により中間報告をまとめて発表したところです。現在こうした未曾有の事態に直面しているところですが、来年、安全安心な大会にするとともに、持続可能性についても引き続き努力していくので、皆様のご支援をお願いしたいと思います。

1. 本日の議事について

事務局：連合、東京都オリパラ準備局、産業労働局からご参加の委員及び内閣官房からご参加のオブザーバー委員が交代しているので紹介します。議事については資料の通りでして、通報受付窓口の実施状況を中心に御説明します。なお、来年春頃に大会前報告書の追補版の公表を計画しておりまして、本日の内容も盛り込む予定です。

2. 通報受付窓口の実施状況について

事務局より資料 2-1～2-3 に沿って説明

秋月：説明ありがとうございました。委員からご質問・ご意見ありましたらお願いします。

黒田：スコープ外の案件に関して、個別の資料の、例えば 4 番は木材の使用については、備考欄に「通報者に対して可能な範囲で説明」と書いてありますが、実際そういった説明

をした後に、通報者とやり取りを続けたというようなことがあったのか確認させていただきたいのと、もう一つ、2番のマレーシアの木材加工工場について、備考欄に「組織委員会では、通報者と当該工場等が面会する機会の設定を検討」と書いてあります。これは、コロナの前の頃のことだろうと思うのですが、実際にどういう状況だったのか教えていただけますでしょうか。

事務局：ご質問ありがとうございます。No.4については、通報者に対しては備考に書いているようなご説明をしています。その後も断続的にいろんな意見交換とか、お問い合わせに対する回答とか、そういったやり取りはしております。No.2については、ここには「面会の設定を検討」と書いてありますが、実際は、その後様子を聞いたところ、実際に通報者と工場の関係者で面会をしたという話を聞いております。

土井：ご説明ありがとうございます。二点あるんですけど、一点目は申し立てが12件ということで非常に数がまだまだ少なくて残念だなるところですね。あとは、スコープ内が1件ということですが、やはりスコープ内が少ないのも残念。その中でやはり国ですとか東京都ですとか、五輪関係でもスコープ外になっているというような建付けになっていると思っておりますので、申し立てがやりにくいという状況が続いているのではないかと考えています。更には、結局、組織委員会の介入によって状況が改善したという事例はないということになると、苦情処理手続きというか、組織委員会が存在したことによって状況が改善しましたという事例がないわけです。ロンドン五輪でも数件あったと思うんですけども、ロンドン五輪の後の世界のビジネスと人権分野の発展に即して、より多くの改善事例が東京五輪であればということを目指したんですけど、まだ、それが少ないということで、しかもゼロだということはずごく残念だとは思っています。引き続きまだ、逆に延期ということになりまして、まだまだ機会があると思います。またこれまでスコープ内ということに非常に厳しく考えているということではありますけど、仮にスコープ外とされた事案でも解決に乗り出していくことはできると思いますし、さらに苦情申し立てに向けていろいろな呼びかけをしていき実際に解決を図ることによってこの苦情処理手続きというのが作って意味があったという風になってもらいたいというのが一点目の希望です。もう一点目は、私が申し立てをした当事者の方からご連絡をいただいて、ご意見をくださったので簡単にご紹介をしておきたいと思うのですが、一つがインドネシアのオランウータンの生息地で皆伐されて型枠材にされた事例、もう一つは北海道のSGEC認証の事例ということなんですけど、3点問題があると思いますという風にご指摘をされておられます。それぞれスコープ外ということで扱われなかった事例と理解しているんですけども、一つ目は不遵守の事実確認が通報処理案件を判断する基準となってしまって疑いとか可能性ではダメになっているという業務運用基準違反があるのではないかと指摘されてい

て、二つ目がその事実の認定についてもサプライヤーの情報に基づいて通報窓口担当者により、基準の解釈が恣意的に行われており、不公平な形で判断されているのではないかと、3番目にこれらの通報システムが公平に独立した形で運営されておらず、通報窓口の目的を果たせていないのではないかと、というようなご指摘です。WGに向けて、自分たちとしてはこう思いますということでご連絡をいただいたのでご紹介しておきます。

秋月：ありがとうございました。今のご質問・ご意見に対して何か反論ございますか。

事務局：一点目のご意見については、我々としてはスコープ内の案件で問題があるようなお話であればもちろんそれは改善に向けて対応していくということになります。もちろんそういうことが起きないのが一番ではありますが、そういう意味では不適切なことが起きないようにまず呼びかけをしていくとか、そういうことを含めてやっていきたいと考えております。二点目のご意見については、組織委員会の通報窓口に対するご意見がちょっとわかりませんが、組織委員会としては業務運用基準に則って適切に対応しております、引き続きしっかりやっていきたいと考えておりますが、頂いたご意見については受け止めておきたいと思っております。ありがとうございます。

富田：詳しいご説明ありがとうございました。いくつかコメントと質問があります。まず、今回初めて助言委員会が動いたということで、ご説明では一人では負荷が高いという話があったんですが、今後こういうことがあるかどうかわかりませんが、可能であれば複数、しかし二人だと意見が分かれたときに判断が難しいというところがあるので、可能であれば3人くらいの方をお願いして、ある程度対応して判断していくような形を作っていただければと思います。二点目は、11件くらいと、通報が増えてきたということですがそのうちほとんどが対象外という判断で、これは前回からですが、対象外というのが、オリパラと全く関係ない通報なのか、もしくはオリパラ関係であって東京都とかJSCに対する通報であったので組織委員会の窓口としては対象外であったのか、というところがちょっとよく分らないところもありますし、これは確かに組織的に見ると組織委員会は組織委員会のテリトリーがあって、というのは分かるのですが、やはりオリパラという大きな大会の取り組みであることを考えると、3団体が連携しているという話はこれまでも何回か議論されていたかと思っておりますので、例えば次回東京都やJSCで窓口を担当されている方にもその情報を共有していただくとか、私も先ほどウェブサイトを見たんですが、他の組織がこういう形できちっと開示しているのか、私が調べた限りは見つからなかったのですが、実際それがどういう風に処理されたのか、必ずしも見えていない感じがいたしますので、この組織委員会の場が一番オブザーブされていて公開性が高い、透明性が高いと思っておりますので、他団体の方にご報告していただくこ

とを検討してほしいと思います。やはりそこで、それぞれの組織の、基本的に組織委員会が作ったものを皆さん真似してやられているのではないかと思います。その辺は運用の実態がどうなっているかというのが見えていることが非常に大事だと思いますし、これが一つのオリパラとしてのレガシーとして残るでしょうし、その後も他の団体がこういったことを運用するときの参考にもなりますので、そういう形で進めていただければと思います。それから、3つ目ですね、案件の10番、詳しく御説明いただいて、ようやくプロセスが終わったところですのでかなり具体的な内容をご紹介いただけたのかなと思うのですが、ちょっと気になりましたのが、まず、事業者との関係で遠慮されたというか、踏み込みづらかったところもあるようには感じ取ったんですが、実際現場の確認を監査経験のある方がやられたと書かれていますけれど、以前もインドネシアの視察の時もコメントしたのですが、その監査報告のようなものも共有してもらうことはできないでしょうか。これは一般的に公開するのは非常に難しいことは承知しておりますが、例えばこの委員会限りで、固有名詞等は黒塗りにしていただいているんですが、そういう形のものがないか。今の説明だけだと、本当にこの嫌疑が晴れたのか、ちょっとこう明らかなでない。最終的に通報された方にフィードバックされたということでしたが、この方が「わかりました、満足しました」ということであつたのかどうかなど、そこも含めて、例えば具体的に申し上げますと、嫌疑に対して実際に現場の確認で労働者にインタビューをして、実際こうしたことがなかったと確認したのかというところが、今のお話だと見えなかった、今のお話だと確認されていないのかなと思いましたが、この労働時間に関しても原則4週6休という説明であつて、実際の労働時間のデータを確認されたのかどうかというところが今のご説明だと全く分からない。どこの会社でも三六協定がありますと言っているのと全く変わらない感じで、実際問題になるのは本当の意味では協定はあるけれども、本当にそれが逸脱されていないかどうかという、やっぱりここが争点になりますので、そこを確認されていたのかなと。されていたのなら、そういった問題はなかったとある程度判断していいと、そこら辺がよく見えなかった、というところがちょっと気になりましたので、今ご説明いただけるのであれば、どこまで踏み込んだ調査をされたのか、可能であれば監査レポート等の共有をいただけるのかどうかということと、通報された方の最終的な反応を聞かせていただければと思います。

事務局：ご質問ありがとうございます。順番にお答えできる限りお答えしようと思います。最初にコメント頂いた助言委員会の委員の人数については、これからは複数にするということについては前向きに検討したいと思っております。複数ありきではないですけれども、もう少し積極的に考えていこうと考えております。一方で3人になると、いろんなご報告とか3人の中で意見を合わせていただく時間とか、少し手間や時間がよりかかるという側面もありますので、これは案件の内容に即して判断していくことに

なるかなとは思っております。いずれにしても委員の方の心理的ご負担もありますので少し見直しをしていきたいと思っております。東京都や JSC との通報窓口の実施状況につきましては、基本的にはそれぞれ適切にやっただけだと思っておりますが、こちらでご報告いただけるかどうかについては、それぞれにご相談をしていきたいと思っております。最後は、もう少し詳しいところということで、現場を調査したときの詳しいレポートのようなものを委員の皆様と共有できるかということについては、今ははっきりとお答えできませんが、検討させていただきます。あとは今ご質問にあったところで、労働者へのインタビューについては、今回は実施しておりません。今回、事業者の方に確認するにあたって、極端に言いますと労働者全員について毎日何時間働いたのかを全部調べるかといった話もありましたが、助言委員会も含めた議論の中でそこまでする必要はなく、まずはどういうルールになっているのかや全体的な管理がどうなされているのかといったところを確認しようということになりました。嫌疑が晴れた、晴れてないという話については、そもそもが、最初の説明でもお話ししましたが、通報者の方からはこの現場でいつどういう問題が起きているのかという具体的なご説明がなくて、そういう状況の中でこれ以上処理を進める必要もあるのかという議論もあったかと思っております。企業にしてみれば、あまり根拠のない指摘にどのくらいまで対応しなきゃいけないのかという話もあり得ると思っておりますし、今回はご協力をいただきましたが、そういう中で今回は結局問題とされるところが具体的に特定されていないというところで、全般的に確認をしたというような形です。労働者のインタビューというのも、これも本当にやろうとすると大変だろうと思っておりますし、労働者をどうやって選ぶのか、どういう環境でインタビューするのかということもありますし、労働者を雇っているところにも断りを入れないとできないでしょうし、なかなかそう簡単にできる話ではないというのと、建設現場の性質としてどうしても工事の進捗状況によって人がどんどん入れ替わりますので、その中で誰に聞くのが適当なのかとか、いろんな課題があるなと思っております。また、4週6休含め、そういったことについてはルールとしてあるという話を聞いていますが、実際稼働した日の日報なども見せてもらいまして、基本的に4週6休でやっていることを確認していますので、我々ルールも確認していますし、ルールに沿った稼働がされていたのかということも合理的な範囲で確認しているつもりでございます。全部に答えられていないかもしれませんが、一旦答えとさせていただきます。

小西：ありがとうございます。手短かに2点。まず、富田さんが仰ったことに全面的に同意させていただきます。苦情処理の12件のうちの11件がスコープ外というのが、東京大会に関連するものか、そうでないものかということが分かるようにしていただきたいなと思っております。東京大会に関連するもので、例えば東京都とか JSC のものだから、ということでしたら、これはどういう処理をされたのかというのをある程度報告して

いただければなと思っております。この間から何度も申し上げて、同じことなんですけど、外から見たら同じ東京大会ですので、東京大会関係で、これは東京都の案件だから、東京都の案件はこちらというようなリンク先があるようなそういう形で、少なくともしていただきたいなと思っております。あと、脱炭素もそうですが、東京都とか内閣府とかオブザーバーで、委員としても入っていらっしゃるんで、例えば今東京都ではどういう対応になっているかということをご説明いただけたらと思うので、この場にも東京都とか内閣府とかいらっしゃるんで、どういう形になっているのかなということをお教えいただけたらなと思います。あと二点目が、これは人権とか労働なので私どもちょっと専門外なのですけれども、そもそもやっぱり事業者が従業員や取引先に JOC が苦情処理の窓口を設けていることを周知徹底しているかということも併せてご確認いただけたらなと思います。例えば、張り紙してるか、メール等で通知しているか、みたいな。これからこういったことは水産の現場などでも起き得ると思いますので、そうした周知をしているかといったことも確認いただけたらと思います。

事務局：ありがとうございます。ご意見については、東京都や JSC にお伝えしておきたいと思えます。

秋月：皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

3. その他の取組について

事務局より資料 3、4-1、4-2 に沿って説明

秋月：ありがとうございました。ご質問・ご意見があればお願いします。

林：情報発信についてですが、内閣官房でホストタウンを行ってまして、中でも GAP 食材で高校生が新たなチャレンジをするなどしています。その声を聴きますと、今まで農業高校の方々が海外に向けて輸出できるその仕組みということで、非常にやりがいを持って取り組んでらっしゃいますので、この情報発信は非常に重要なところかと思っています。大会のレガシーになるところだと思いますので、組織委員会の皆さんには積極的に情報発信していただければと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。発信についても頑張っていきたいと思えます。

以 上